

資 料

東京ごみ問題関連年表

片 桐 新 自

A Chronological Table of the Waste Problem in Tokyo

Shinji KATAGIRI

Abstract

There are many problems in Tokyo as a global city, especially, the waste problem. It is certain that there will be no place to discard waste in Tokyo in the near future unless appropriate measures are taken. The waste problem is not a recent one. Tokyo became the political center of Japan in the Edo period, and the economic center in the Meiji period, and has consequently become an incomparable megalopolis in Japan. We cannot understand the waste problem in Tokyo without recognizing such history.

I make this chronological table to understand the waste problem in Tokyo better. It is not necessarily in the right time order, because related matters within a short term are arranged together for ease of understanding.

Key words : Tokyo, garbage, waste, waste processing plant, recycle, "To-Ku" system

抄 録

今や世界都市となった東京では、その巨大さから様々な問題が生じているが、中でも深刻なのがごみ処理の問題である。このままの状態が続けば、近い将来には東京にごみの捨て場所は無くなること が確実と言われる。こうした深刻なごみ問題は、昨日今日生じた問題ではない。江戸時代以降日本の政治の中心となった東京は、明治になってからは経済の中心にもなり、すべての面で他の都市を圧倒する巨大都市となってきた。ごみ問題はそうした東京の歴史を考慮せずに理解することはできない。

本年表は、東京におけるごみ問題についての流れを理解してもらうために作成したものである。読める年表になるように、短時日の間に生じた関連事項をまとめて位置づけることにしたので、多少時間的順序が入れ替わっているところもあるので、注意してほしい。

キーワード：東京、ごみ、廃棄物、清掃工場、リサイクル、都区制度

<東京ごみ問題関連年表>

.....
<江戸時代>

- (1649)それまで、ごみは町々の会所に捨てられていたが、町的美観を損ねるということから、幕府は、「町触」を出して、みだりにごみを捨てることを取り締まる。
→幕府、永代浦（深川富岡八幡宮の先）にごみを捨てるよう指示を出す（1655）。
しかし、多くのごみは塵芥屋が収集し、選別していた。
（可燃ごみ→湯屋，有価物→回収業者，生ごみ（肥料）→千葉の農村）

.....
<明治時代>

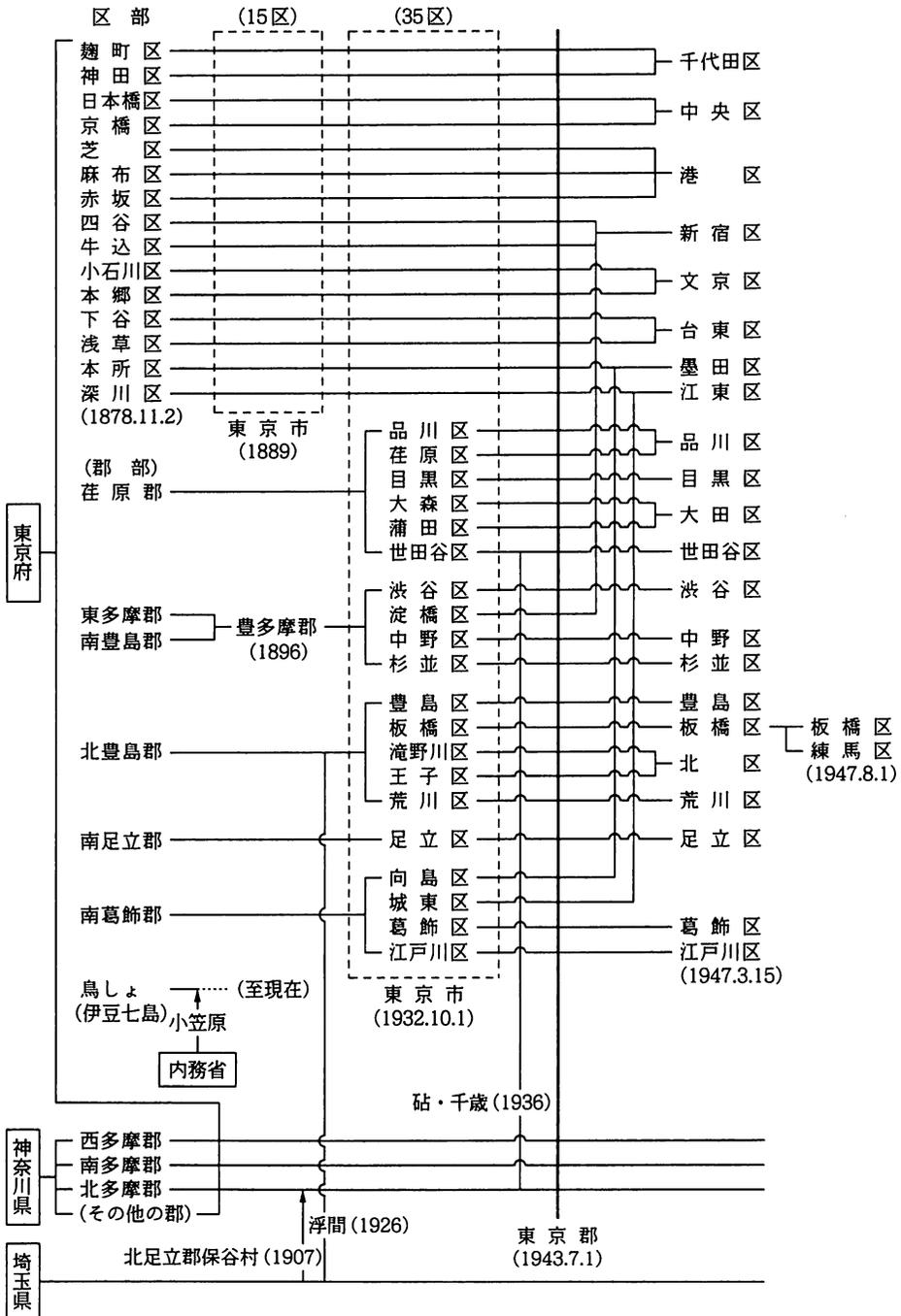
- (1868) 東京府設置。
(1869) 東京府、「市中往還掃除令」を出す。
(1878. 11月) 東京府に15区設置される。(麴町，神田，日本橋，京橋，芝，麻布，赤坂，四谷，牛込，小石川，本郷，下谷，浅草，本所，深川) [図1参照]
(1879. 3月) 内務省，コレラ予防のため，東京府と警視庁に対し，塵芥掃除方法を至急設けるように指示を出す。
(1888. 4月) 警察令をもって，「塵芥取締規則」を公布。
(1889) 15区の区域をもって東京市誕生。
(1900. 3月) 「汚物掃除法」を公布。(施行は4月)
汚物清掃は，市の義務となる。
(1901) 市，深川区平久町地先に塵芥投棄場を設置する。露天焼却も開始する。
(1903-1907) 市，各所にごみ焼却場を計画するが，実現せず。
青山墓地 (1903)，月島 (1904)，深川平久町 (1904)，深川二十間川沿岸 (1905)，南葛飾郡砂村 (1905)，南足立郡千住 (1905)，北豊島郡尾久村 (1906)，南葛飾郡綾瀬村 (1907)
(1908) 市会，焼却炉建設可決するも，実現せず。
(1910) 市，深川区越中島先の1号埋立地に塵芥投棄場を設置する。露天焼却も行う。

<大正時代>

- (1913) 市，品川沖御台場にごみ焼却炉を計画するが，実現せず (1915)。
(1913) 8号地 [図2参照] にごみ埋立開始。
(1921) 深川区民，焼却場撤廃同盟を組織する。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

図1 特別区の区域および名称の変遷



出所：佐々木信夫『都庁』岩波書店，197頁

(1921. 10月)「臨時汚物調査会」発足。

→低温低圧による乾溜処分を推薦する(1922. 11月)。

(1923. 9. 1) 関東大震災が起こる。

(1924-1932) 震災の被災民で人口の増えた府内各町で焼却炉計画が盛んになる。

大崎町焼却炉竣工(1924. 11. 3)。

千駄ヶ谷町, 焼却炉を計画する(1924)が, 実現せず。

高田町, 雑司ヶ谷墓地に焼却炉を計画する(1924)が, 実現せず。

入新井町, 焼却炉を計画(1924)→実現(1929)。

西巢鴨町, 焼却炉を検討する(1924)が, 実現せず。

渋谷町, 町内に焼却炉を建設しようとするが, 住民の反対に遭い, 実現せず(1924)。

→隣町の中目黒に建設する(1925)。→目黒町民, 反発し, 焼却場を襲う(1926)。

→廃止(1932)。

荏原町, 日鮮社が焼却炉を建設(1925)。

品川町, 民間焼却場を買収する(1925)が, 住民の反対に遭い, 再び売却。

大井町, 焼却炉を建設(1927)。

王子町, 焼却炉を建設(1928. 10月)。

蒲田町, 焼却炉を計画(1928)。

戸塚町, 焼却炉を建設する(1930)が, 未使用のまま廃止(1932)。

日暮里町, 焼却炉を建設(1931. 12月)。

<昭和時代・戦前>

(1929. 8月) 深川焼却場竣工。

(1930. 5月)「汚物掃除法」改正。焼却が義務化される。

(1931. 6月) 厨芥・雑芥の分別収集が一部で開始。

(1932. 10月) 35区からなる東京市誕生。

(麴町, 神田, 日本橋, 京橋, 芝, 麻布, 赤坂, 四谷, 牛込, 小石川, 本郷, 下谷, 浅草, 本所, 深川, 品川, 荏原, 目黒, 大森, 蒲田, 世田谷, 渋谷, 淀橋, 中野, 杉並, 豊島, 板橋, 滝野川, 王子, 荒川, 足立, 向島, 城東, 葛飾, 江戸川)

大崎, 大井, 入新井, 王子, 日暮里の焼却場を, 市の焼却場として引き継ぐ。

(1933. 3月) 深川に, 第2, 第3工場完成。塵芥粉碎工場と発酵堆肥工場も竣工。

(1933. 5月) 深川工場で煤煙問題発生。→深川区, 工場移転を求める。

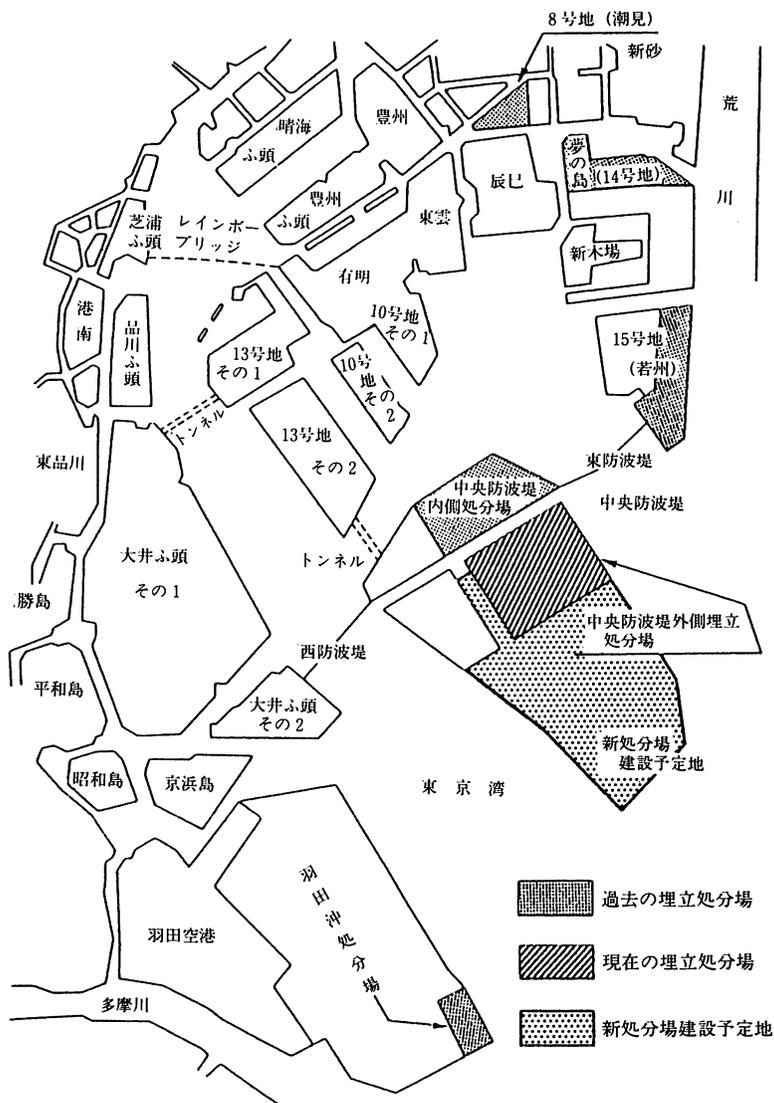
(1933. 6月) 日暮里工場でも煤煙問題発生。

(1934) 旧市域15区で全面分別収集開始。

(1934) 西台埋立処理場の埋立開始。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

図2 東京湾のごみ埋立地



出典：東京都清掃局ごみ減量総合対策室編『東京ごみ白書』p.21, 1995年

- (1936) 蒲田焼却場と足立焼却場竣工。
- (1939. 5. 11) 東京都市計画塵芥焼却場計画決定。
自区内処理と100%焼却の原則を打ち出し、市内を9作業区に分け、環七沿いに工場を計画する。(杉並区西田町が工場建設予定地として含まれていた。)
- (1941. 7月) 「汚物掃除法施行規則」一部改正。
戦時体制による物資不足から、焼却義務が外れ、分別収集が励行される。
- (1943. 7月) 都制施行。
- (1945. 4月) 塵芥収集作業中止。
- (1945. 7月) 清掃事業を区に移管。

.....

<戦後>

- (1946. 4月) 都、塵芥収集作業開始。
- (1946. 5月) 清掃事業を区から都へ移管。
- (1947. 2月) 厨芥と塵芥の分別収集が再開される。
- (1947. 3. 15) 22区制実施。(千代田, 中央, 港, 新宿, 文京, 台東, 墨田, 江東, 品川, 目黒, 大田, 世田谷, 渋谷, 中野, 杉並, 豊島, 板橋, 北, 荒川, 足立, 葛飾, 江戸川)
- (1947. 4月) 地方自治法公布。
- (1947. 8. 1) 23区になる。(練馬が板橋から独立)
- (1949-1950) 焼却場の復旧なる。
蒲田 (1949. 8月), 日暮里 (1950. 2月), 大崎 (1950. 3月)
- (1951) 分別収集から混合収集になる。
- (1954. 4月) 「清掃法」公布。→施行 (1954. 7月)。
「一般廃棄物の収集・運搬に関する事務は特別区の事務とする。ただし、別に法律を定めるまで、都がこれを行うこととする。」
- (1954. 6月) 「清掃条例」公布。→施行 (1954. 7月)。
- (1955. 8月) 千歳焼却場竣工。
- (1955) 江東区に、屎尿消化場 (南砂町) と、ごみ焼却場 (「夢の島」) を計画。
- (1955) 練馬区に、ごみ焼却場 (石神井) を計画。
- (1956) 焼却工場建設10カ年計画を策定。
→大田区の焼却場 (多摩川) 計画に対し、地元で反対運動起こる (1956. 9月)。
- (1957. 4月) 焼却場を清掃工場と改称する。
- (1957. 12月) 14号地 (「夢の島」) にごみ埋立開始。
- (1958. 8月) 第5清掃工場 (石神井) 竣工。
- (1959. 3月) 8号地に発酵堆肥化施設完成。→廃止 (1961. 4月)。

東京ごみ問題関連年表 (片桐)

- (1960. 3. 31) 清掃工場建設も含む杉並区善福川緑地公園事業決定告示される。
→西田地区で反対運動起こる (1960-1961)。
- (1961. 4月) 東京オリンピック (1964. 10月) を視野に置いたごみ容器による定時収集3カ
年計画がスタートする。
- (1962. 10月) 板橋清掃工場設置。
- (1962. 12月) 大田区に多摩川清掃工場設置。
- (1962. 12月) 8号地埋立完了。
- (1963. 3月) 三郷ごみ埋立処理場埋立開始。
- (1963. 12月) 「生活環境施設整備緊急措置法」公布。ごみ施設への国庫補助決まる。
- (1964. 3月) 足立工場と、葛飾工場を設置。
- (1964. 3月) ごみ容器による定時収集が完全実施される。
- (1964. 9月) 都, 15号地 (「新夢の島」) に, ごみを埋めたいと江東区に要請。
→江東区議会は反対を決議する (1964. 10. 5)
→都, 清掃工場が完備する70年度までと約束する。
→江東区, 都の誠意を信じて建設を了承。
- (1965. 6月~7月) 14号地 (「夢の島」) でハエが大発生。
→江東区議会, 都にごみ処理に関する申し入れをする (1965. 7. 8)
①「夢の島」でのごみ処理の中止, ②15号地へのごみ搬入反対
- (1965. 11月) 15号地埋立開始。
- (1966. 10月) 江戸川工場竣工。
- (1966. 11. 4) 杉並区高井戸工場建設計画を発表する。
→「高井戸工場建設反対期成同盟」発足 (1966. 11. 19)。
- (1966. 12月) ごみ箱を廃止する。
- (1967. 4. 16) 美濃部都知事誕生。
「橋ひとつつくるにしても, そこに住む人々の合意が得られないならば, 橋は建設されな
い方がよい」というフランツ・ファノンの思想をモットーに, 対話行政を打ち出す。
- (1967. 4. 19) 都市計画東京地方審議会で, 高井戸工場建設計画が事業決定される。
→「期成同盟」, 事業取り消しの訴訟を提起する (1967. 7. 31)。
- (1968. 8月) 世田谷工場と石神井工場竣工。
- (1968. 8月) 北工場に関し, 地元住民と協定書締結。→竣工 (1969. 3月)。
- (1968. 8. 3) 都知事, 高井戸工場建設予定地の土地収用手続の申し立てを告示する。
→杉並区で強い反対運動。
- (1969. 4月) 多摩川工場廃止。
- (1969. 4月) 江東区, 清掃工場建設に同意。

- (1970. 4月) 世田谷区千歳工場設置。→竣工(1971. 3月)。
- (1970. 8. 26) 都と江東区、清掃問題都区協議会を設置する。
- (1970. 12月) 「廃棄物処理法」公布。→施行(1971. 9月)。
- (1971. 3月) 「清掃条例」改正公布。→施行(1971. 4月)。
- (1971. 6月) 都、焼却船構想を打ち出す。→その後、立ち消え。
- (1971. 8. 5) 都、15号地(「新夢の島」)の利用の延伸を江東区に申し入れる。
清掃工場建設が各地で反対に遭い、計画が予定通り進まないため。
- (1971. 9. 6) 江東区議会、ごみ投棄反対の声明を発表する。
→「ごみ投棄反対対策委員会」を設置(1971. 9. 16)。
- (1971. 9. 28) 知事、政府や企業の責任を追及するという意味で、「ゴミ戦争」を宣言。
「1区1工場」の原則を打ち出す。
- (1971. 9. 29) 江東区議会、都と他区へ公開質問状を送る。
- (1971. 10. 16) 練馬区でも、他区のごみ持ち込みに反対運動が起きる。
- (1971. 10月) 知事、杉並工場建設に強い姿勢を示す。
→しかし、遅々として進まず。
- (1971. 11. 22) 江東区議会、実力阻止を行うことを決定。
→都、江東区に回答を渡す(1971. 11. 25)。
- ①15号地の埋立は、1973年11月で中止し、その後は、中央防波堤内側に新しい埋立地を作る。
 - ②ごみトラックを減らすために、1トン車から3トン車に積み替える。積み替え地は新宿副都心と青山の都電の車庫跡。
→渋谷区議会も周辺住民も反対する。新宿でも反対運動が起きる。
 - ③船で運ぶ量を増やすために、品川区大井と足立区小台に船積み場をつくる。
→大田区、足立区で反対運動が起きる。
 - ④江東区内の8号地の船積み場は1973年1月に廃止する。
 - (a)江東区内の都有地2ヶ所を区立公園予定地にする。
 - (b)区民会館、図書館、児童会館の予算を計上する。
 - (c)江東区に、都立病院を建てるように努力する。
- 江東区議会、実力阻止をしばらく見合わせる(1971. 11. 26)。
- (1971. 12. 9) 東京都町村会がごみ投棄拒否を決議する。
- (1971. 12. 24) 知事、「ゴミ戦争」の基本戦略を発表する。
 - ①徐々にコンテナ輸送に切り替える。
 - ②清掃工場のない区に工場を建設する。
 - ③中央防波堤内側が満杯になる1976年以降は、中央防波堤外側を埋立候補地とする。

- (1972. 2. 3) 知事, 13区（清掃工場を持たない千代田, 中央, 港, 新宿, 文京, 台東, 墨田, 目黒, 渋谷, 中野, 豊島と, 小工場しか持たない大田, 荒川）に, 1975年をめどに, 工場を建設するように要請する。
- 大半は, とても間に合わないという意見。
- (1972. 2. 26) 都, 杉並区の地元反対同盟との間で, いかなる場合でも強制収用はしないという文書に調印する。杉並区内の清掃工場候補地を5ヶ所として再検討をすると約束する。
- 杉並区内の広い範囲に, 工場反対運動を引き起こす。
- (1972. 6. 17) 江東区, 中央防波堤内側へのごみ投棄を条件付きで認める。
- ①羽田沖や葛西沖にも分散投棄すること。
- ②清掃工場建設を進めること。特に, 杉並については, 12月までに地元の了解を取りつけること。
- (1972. 6. 21) 葛飾清掃工場拡張計画, 地元と合意に達する。
- (1972. 8. 29) 江東区, 区内に持ち込まれるごみ量が増えることを理由に, ごみ運搬用の「浮きドック台船」の接岸を拒否する。
- 条件付きで認める (1972. 10. 3)。
- ①持ち込むごみ量は増やさない。
- ②台船によるごみ処理は日に2000トン以下にする。
- ③関連地区の道路整備, 清掃に万全を尽くす。
- ④使用期間は, 1972年12月～1973年5月とする。
- ⑤その後は, 晴海埠頭, 大井埠頭に順次移す。
- 住民が反発する (1972. 10. 12)。
- (1972. 11. 12) 都, 11月末で撤去する予定だった江東区枝川のごみ積み替え基地の撤去延長を申し出る。また, 「浮きドック台船」の次の設置予定の中央区と大田区への説得がはかどっていないことを明かす。
- (1972. 11. 16) 足立区, 清掃工場の増改築で都に要望書を提出する。解決に見通しが立つ。
- (1972. 12. 16) 年末・年始の臨時ごみ積み替え所に予定されていた杉並区和田堀公園近隣の住民が積み替え所をつくることを実力で阻止する。
- 江東区, 怒り, 12月22日朝から杉並のごみを搬入させない実力行動に出る。杉並区のごみは品川にまわる。
- 杉並区, 和田堀公園のすぐ北側の区営グラウンドを臨時積み替え所にすると約束する (1972. 12. 22)。
- 江東区, 搬入阻止を一応中止する (1972. 12. 22昼過ぎ)。
- (1973. 2. 12) 江東区, 「浮きドック台船」の運転を認める。(1973. 3月～5月の期間のみ)
- (1973. 2. 15) 杉並清掃工場候補地のひとつであるNHKグラウンド周辺の久我山の住民が都

に反対の意向を伝える。

(1973. 2. 21) 江戸川, 世田谷, 千歳の清掃工場からカドミウムが流出していたことが明らかになる。

→杉並区の反対住民, ますます態度を固くする。

(1973. 4. 6) 江東区, 杉並工場建設の了解をとる約束が守られていないので, 中央防波堤内側のごみ埋立予備工事を中止するよう都に要求する。

→都, どうしても中止できないとの意向を示す。

(1973. 4. 14) 杉並工場候補地の5地区住民組織, 都区懇談会への出席を拒否する。

→江東区, 実力行動を再度行うことを確認する。

(1973. 4. 23) 都区懇談会が開催されるが, 具体的進展はなし。(5月末までに候補地を絞ることにする。)

→江東区, 杉並からのごみを持ち込むなど都に申し入れを行う(1973. 4. 25)。

(1973. 5. 15) 候補地を絞るための都区懇談会判定会議を, 杉並の反対住民が潰す。

→江東区議会, 5月22日からの実力阻止を決める(1973. 5. 17)。

→清掃労働組合, 江東区が実力行動に出た場合は, 杉並区のごみ収集をやめることを決める(1973. 5. 19)。

→品川区も杉並区からのごみの搬入を拒否することを決める(1973. 5. 19)。

(1973. 5. 21) 候補地選定の都区懇談会, 再び流会となる。

→江東区, ついに実力行使に出る(1973. 5. 22)。清掃労組も杉並区のごみ収集をやめる。

→都区懇談会, 高井戸を第一候補として決定(1973. 5. 23)。

→江東区, 候補地が元に戻っただけで説得に具体性がないと実力行使を続行する。

→杉並区も工場建設に協力を約束する(1973. 5. 24)。

→江東区, 実力阻止を中止する(1973. 5. 25)。

(1973. 5. 21) 中央区, 「浮きドック台船」の設置に同意する。(1973. 6月からの半年間)

(1973. 5. 26) 豊島区でごみ対策懇談会がはじめて開催される。

(1973. 6. 20) 都, 杉並工場建設の基本計画をまとめる。

工場以外の敷地に何を建てるかは, 住民の意向にすべて任せる。

→反対住民, 用地選定を白紙に戻すことを要求し, 計画案を返上する(1973. 6. 23)。

(1973. 7. 19) 知事, 目黒, 新宿, 千代田の3区に工場建設の協力依頼。3区とも好意的姿勢を示す。

→目黒区では, 通産省工業試験場跡地が候補にあがる。

→目黒区は介入せずと表明(1973. 10. 19)。

(1973. 7. 20) 知事, 9月末までには, 杉並工場建設のめどをつけると約束する。

9月の補正予算に用地買収費を組み込む。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

- (1973. 8. 6) 知事と反対派住民との話し合いが再開する。
2回目(1973. 8. 25), 3回目(1973. 9. 8)と話し合うが、主張は平行線のまま。
(1973. 8. 10) 渋谷区でも、「区民の会」が用地選定を考え始める。
→候補地と噂される地区の住民たちが「区民の会」に対して反対の動きを示す(1973. 9. 19)。
→代々木公園内の織田フィールドも候補地との噂が流れ、スポーツ界でも反対の動きが出る(1973. 9. 25)。
(1973. 9. 11) 知事、新宿副都心に清掃工場を建設する計画を発表する。
「床の間に清掃工場を」という発想の転換を求める。
→新宿区の地元住民、大手企業、自民党区議などが反対を表明する。
(1973. 9月) 品川区大井工場竣工。
(1973. 9. 25) 知事、杉並の反対派住民と4回目の話し合いをもつが、平行線。9月めどという約束守れず。
→江東区、中央防波堤内側埋立工事の中止を求め、ごみ搬入阻止の再開をちらつかせる(1973. 10. 1)。
→杉並区や工場建設推進本部も説得に動き出す(1973. 10. 9)。
(1973. 10. 6) 第4次中東戦争勃発。→第1次石油ショックを引き起こす。
(1973. 10. 11) 江東区、実力行使中止声明を取り消す。
→知事、強制収用もありうることをほのめかす(1973. 10. 12)。
(1973. 10. 15) 江東区ではすぐにも実力阻止をという声が高まる。
→都、杉並の反対派住民との5回目の話し合いで、基本計画をはじめて説明する(1973. 10. 19)。
→反対派住民、都の説明の検討は後回しにすると決定(1973. 10. 23)。
(1973. 11. 1) 都、6回目の話し合いで、11月5日決着を要請。
→反対派住民、まだ結論は出せないと回答する(1973. 11. 5)。
→都、凍結中の強制収用の解除を申請する(1973. 11. 7)。(対話路線から強硬路線へ)
→収用委員会開催される(1973. 11. 8)。
→江東区、一定の評価をするが、1日も早く建設のめどをつけるよう申し入れる(1973. 11. 12)。
(1973. 11. 2) 知事、新宿工場を75年から着工したいと発表する。
(1973. 11月) 大田区多摩川工場竣工。
(1973. 11. 12) 中野区で、年末・年始のごみ積み替え所が決定。
(1973. 11. 16) 新宿区でも積み替え所了承の方向。
(1973. 11. 26) 江東区、中央防波堤内側へのごみ投棄の使用を拒否する。

→都、江東区の環境整備を約束する(1973. 11. 28)。

①地下歩道の建設, ②郵便局の新設, ③消毒剤の保管倉庫建設, ④集会所(2ヶ所)の建設

→江東区, 中央防波堤内側へのごみ投棄を, 当面静観という形で認める(1973. 11. 30)。

→ごみ埋立地が中央防波堤内側に移る(1973. 12. 1)。

(1973. 11. 29) 足立区で, ごみ積み替え所建設反対運動が生じる。

→都と足立区との間で, 話し合いがまとまる(1974. 1. 30)。

(1973. 12. 4) ごみ積み替え所, なかなか決定せず。豊島, 江戸川, 中野, 葛飾は決定。新宿と中央は有望。板橋と杉並は難航。(→杉並は12月7日に了承。)

(1973. 11月, 12月) 石油危機の影響で, ごみが減り始める。清掃工場1ヶ所分くらい減る。

(1973. 12. 21) 都, 中央防波堤外側にも76年6月以降, ごみを埋めたいと江東区に申し入れる。

→江東区は反対の姿勢を示す(1974. 1. 28)。ただし, 話し合いの余地は残す。

(1974. 1. 28) 大田区, 都から協力を求められていた羽田沖への79年以降のごみ埋立を, 条件付きで了承する。

→都, 大田区の条件を受け入れる(1974. 1. 29)。関係する中央, 港, 品川の3区も条件付きで了承する。

(1974. 2. 13) 都, 目黒清掃工場の候補地を区に通知する。

→目黒区は協力を約束する(1974. 2. 15)。

(1974. 2. 27) 大田区住民, 羽田沖ごみ埋立地を公園にするより, 空港を移転してほしいと要請する。

(1974. 3. 6) 江東区, 中央防波堤外側護岸建設を条件付きで認める。

(1974. 3. 15) 港湾審議会, 羽田沖のごみ埋立を認める。

(1974. 3. 19) 「渋谷区民の会」, サッカー場を清掃工場予定地として決定する。

→地元住民, 反発するが, 徐々に軟化し, ほぼ本決まりになる(1974. 5. 7)。

→しかし, いつのまにか立ち消えになる。

(1974. 4月) 大崎, 日暮里, 蒲田の3工場を廃止する。

(1974. 4. 23) 杉並清掃工場建設反対運動, 和解に応じる意向を示す。

→収用委員会で和解の意志を示す(1974. 4. 25)。

→和解条件を整理するための杉並清掃工場建設協議会の設置で合意をする(1974. 7. 6)。

→和解を申請する(1974. 10. 30)。

→和解調書に調印する(1974. 11. 14)。

→正式に和解が成立する(1974. 11. 25)。

(1974. 5. 18) 江東清掃工場完成する。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

- (1974. 11月) 板橋清掃工場竣工。
- (1974. 12月) 知事、「財政戦争」を宣言する。
- (1975. 2. 4) 都、石油危機の影響でごみ量が1973年度末から横這いのため、工事中の葛飾、足立の両工場が完成すれば、ごみのほぼ全量を焼却できる見通しであることを明らかにする。
- (1975. 7. 2) 人選でもめた「杉並清掃工場建設計画協議会」、漸く第1回会合を開く。
- (1975. 7. 21) 半年ぶりに都と江東区の協議会。都のごみ問題への姿勢に不満が表明される。
- (1975. 12. 10) 知事、1区1工場にこだわらないと発言する。
- 都、清掃審議会に対し、「自区内処理原則」の再検討を諮問する（1976. 2. 18）。
 - 清掃審議会、13工場建設より、2～3工場建設を答申する（1976. 7. 29）。
 - 新宿清掃工場構想立ち消えになる。
- (1976. 2. 20) 都、荒川区に下水処理場と清掃工場を建設する構想を打ち出す。
- 荒川区は反発。
- (1976. 3. 27) 江東区、杉並清掃工場の建設に関して、都に質問状を提出する。
- 都、杉並工場の完成は、予定より2年遅れの80年春になると回答する（1976. 4. 7）。
 - 江東区、もっと急ぐように、都に抗議する（1976. 4. 14）。
- (1976. 5. 9) 都、財政難から杉並清掃工場では、予備炉をつくらない場合があると説明する。
- 地元住民から疑問の声が湧く。
 - 都、やはり予備炉は設けると表明する（1976. 6. 22）。
- (1976. 5. 14) 江東区、下水処理汚泥の搬入を認める。9ヶ月ぶりに解決する。
- (1976. 7. 8) 都、中央防波堤外側に77年4月以降、ごみを投棄したいと江東区に申し入れる。
- (1976. 11月) 都、荒川区の下水処理場と清掃工場計画に、住宅建設を加えた第2次案を発表する。
- (1976. 12月) 葛飾工場竣工。足立工場設置。
- (1976. 12. 10) 杉並清掃工場建設協議会、第10回で設計概要を住民側も了承する。
- 用地・建物問題も全面解決する（1976. 12. 13）。
- (1977. 1. 22) 都、荒川区の清掃工場計画を取りやめ、下水処理場と高校にする第3次案を発表する。
- 荒川区議会は、下水処理場にあくまでも反対の姿勢を示す（1977. 2月）。
 - 荒川区、下水処理場抜き計画を発表する（1977. 8月）。
- (1977. 3. 17) 都清掃局、自区内処理の方針を変更せず。
- (1977. 6. 24) 都、財政難から杉並工場の縮小を提案する。

①掘り下げを10mから7mにする。②建物の高さを3m低くする。

→住民側反発。

→都、計画変更を撤回する(1977. 11. 2)。

(1977. 9月) 都、荒川区の下水処理場を3次処理だけの処分場にする第4次案を発表する。

→地元はあくまでも反対。

(1977. 9. 3) 足立工場への運搬道路できず、操業開始を遅らせることを決定する。

→焼却しないことを前提にごみ搬入始まる(1977. 9. 16)。

→地元住民、条件付きで操業開始を了承する(1977. 9. 24)。

①1979年9月までに道路を完成させること。

②完成しなかった場合は、操業を中止すること。

③工場運営委員会を設置すること。

→操業開始(1977. 9. 26)。

(1977. 10. 29) 中央防波堤外側へごみ投棄を開始する。

(1977. 12月) 厚生省案として、フェニックス計画が登場する。

(1978. 1. 20) 杉並清掃工場工事協定書に調印する。

4月着工、完成は82年6月、操業は82年暮れを予定。

(1978. 11月) 練馬区光が丘工場予定地について、都、区、地元で合意が成立する。

(1979. 3月) ごみ収集作業員が都の人減らしに応募して集中退職する。

→清掃工場従業員を穴埋めのために収集作業に当たらせるという都の案に、6清掃工場労組反発(1979. 3. 31)。

→収集は臨時作業員を雇うことで、労使の和解成立(1979. 4. 9)。

(1979. 4月) 鈴木都知事誕生。

(1979. 7月) 粗大ごみ破碎処理施設稼働。

(1979. 10. 25) 鈴木知事、フェニックス計画に否定的発言。「陸地に捨て場を求めるべき。」

(1979. 10. 31) 建設残土は羽田沖廃棄物処分場に捨てる方向で検討。→1981年度から使用する。

(1980. 1. 30) 都、渋谷区の清掃工場候補地であった東京工試跡に第二国立劇場を建設することを認める。→渋谷清掃工場案が宙に浮く。

(1980. 4. 30) 「新夢の島」(15号埋立地)を海浜公園にする案が審議会に諮問される。

(1980. 8. 15) 知事、考えを変え、フェニックス計画に支持を表明する。

(1980. 11. 21) 第4回都県市会議が開かれる。(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市)

千葉県以外の5都県市は、千葉県沖にフェニックスの建設を主張する。

千葉県は東京湾横断道路建設を主張する。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

東京都と神奈川県は湾岸道路建設を主張する。

埼玉県は外環道路建設を主張する。

(1981. 6. 3) 国会で広域臨海環境整備センター法が成立する。(フェニックス計画のスタート)

→しかし、都は86年度からのフェニックス計画完成は不可能と判断し、都独自の処分場を探す。候補地：①中央防波堤外側付近、②羽田沖、③葛西沖

(1981. 9月) 都、1982年4月から、尿尿を全量海洋投棄することに決定する。

財政再建のための人員整理として、尿尿処理場を閉鎖するため。

→都水道局労組などが反発する。業者ももったいないと発言(1982. 3. 10)。

→厚生省も見直しを指導(1982. 3. 15)。

→しかし、予定通り1982年4月から尿尿の海洋投棄を開始する。

(1981. 11. 27) 第6回都県市会議で、広域ごみ処理と横断道路の必要性を認識することで一致。

(1982. 5. 13) 目黒工場で地元説明会が行われる。

→反対の有志の会が結成される(1982. 5. 26)。

→計画の白紙撤回を求める請願を都議会に提出する(1982. 9. 16)。

(1982. 12月) 杉並工場竣工。

(1983. 4月) 石神井工場を練馬工場と改称する。

(1983. 7. 21) 大田区京浜島に清掃工場を建設する計画を都が発表したため、京浜島の企業が反発し、都との話し合いで白紙撤回を求める。

→都、白紙撤回はできないと回答する(1983. 8. 16)。

→都、分別ごみ専門の焼却工場を大田第2工場として建設する計画を発表する(1984. 12. 26)。

(1983. 9. 28) 都、分別ごみの処理施設を中央防波堤内側に建設する計画を発表する。

(1983. 11月) 光が丘工場落成。

(1984. 5. 30) 清掃事業移管問題協議会が開催される。

区の自治権拡大の一環として、ごみの収集・運搬を区に移管するよう要求。

(1984. 12. 21) 目黒工場計画はおおむね妥当とアセスメント審議会が答申する。

→都、目黒工場用地買収費用を予算に計上する(1985. 1. 22)。

(1985. 1. 22) 都、「新夢の島」に予定していたキャンプ場をゴルフ場に計画変更する。

→江東区議会、反対を決議する(1985. 3. 4)。

→知事、計画変更について釈明する(1985. 3. 5)。「メタンガスが出るので、キャンプ場としては不適。」

→地元、当初計画通りにせよと反発(1985. 3. 19)。

- 港湾問題都区協議会を開催するが、話し合いは平行線のまま(1985. 6. 1)。
- (1985. 4. 5) 目黒区の清掃工場に反対する住民が、清掃工場に変えて、リサイクルと福祉の総合センター建設を求める案を、区に提出する。
- (1985. 9. 22) 目黒区の反対派住民、リサイクル条例の制定を求めて、署名運動を開始する。
→1万人を越す署名簿を区に提出する(1985. 10. 26)。
- (1985. 10. 25) 都計審で、目黒工場の建設が承認される。
- (1985. 11. 21) 都区制度見直しで、足立区、葛飾区の議員から批判が出る。
「都心区との力関係で、財政などが不利になるのは困る。屎尿処理などが押しつけられている。」
- (1985. 12. 1) 目黒で、リサイクル社会をめざすシンポジウム開催される。
- (1985. 12. 13) 目黒区長、リサイクル条例提案に反対の意見書をつける。
理由：①清掃工場建設の撤回はできない。②用地取得困難。③都のごみ収集との間で混乱をきたす。
→特別委員会(1985. 12. 17)、区議会(1985. 12. 19)でリサイクル条例案否決される。
- (1986. 2. 19) 都と23区で、都区制度改革案(「都区制度改革の基本的方向」)が合意に達する。ごみの収集・運搬は区で行う。ただし、引き続き協議をする。
→都、自治省に説明に行く(1986. 2. 26)。
- (1986. 4. 14) 大田工場計画はおおむね妥当とアセスメント審議会が答申する。
→緩衝植樹帯を盛り込み、都計審で承認される(1986. 7. 14)。
- (1986. 5. 6) 目黒区で、リサイクル事業懇話会が開かれる。
- (1986. 8. 8) 「新夢の島」のゴルフ場計画、代替地にキャンプ場も作ることで合意の方向が出される。
- (1986. 12月) 中央防波堤内側の分別ごみ処理センター竣工。
- (1987. 1. 27) 都、目黒工場の緩衝緑地を25%拡大した計画に変更する。
- (1987. 4. 28) 厚生省と運輸省、フェニックス計画の基本構想をまとめ、関係自治体に検討を要請する。(浦安の人工島案を放棄し、2, 3ヶ所に分ける分散案。)
- (1988. 8月) 都、「ごみ増量対策委員会」を設置する。
バブル景気により、ごみ量が急速に増加してきたため。
- (1988. 10. 12) 目黒で、都区内ではじめてのリサイクル事業の実験始まる。

<平成時代>

- (1989. 4月) 都の「建設残土連絡会議」で、1996年度以降の新たなごみ埋立地として、中央防波堤沖合検疫錨付近と葛西沖付近があげられる。
→江戸川区議会、反対の意向を示す(1989. 7月)。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

- 知事，都議会で早期諮問の意向を示す（1989. 9. 20）。
- 江東区長，反対の意向。江東区議会，緊密な事前協議を求める意見書を採択する（1989. 10. 9）。
- 港湾問題都区協議会が開かれる（1989. 11. 13）。
- 都，新海面処分場に関して港湾審議会に諮問（1989. 11. 13）。
- （1989. 6月）ごみ減量キャンペーン「TOKYO SLIM '89」を開始する。
- （1990. 3月）大田清掃工場完成。
- （1990. 4月）都清掃審議会，新たな清掃工場候補地として，千代田区都庁跡，目黒区都立大跡をあげる。
- 目黒区，反対の意見書を都に渡す（1990. 6. 27）。
- 都立大跡地払い下げで，目黒区民大会を開く（1990. 11. 6）。
- （1990. 5. 29）「ごみ増量対策委員会」を「廃棄物処理対策推進会議」と改称し，全庁的機関とする。
- （1990. 7. 10）都，粗大ごみを91年7月から全面有料化する条例を可決する。
- （1990. 8月）都，「ごみ問題緊急対策室」を設置する。
- （1990. 9. 21）政府地方制度調査会，都区制度改革答申を提出。清掃事業の区移管に関しては，「関係者間での意見の一致が望まれる」という条件が付けられる。
- 都職労，答申は不十分と声明を発表する（1990. 9. 21）。
- 「都区制度改革推進協議会」が発足する（1990. 10. 3）。
- （1990. 12. 7）知事，都庁跡地に清掃工場を建設することを前向きに検討すると発言する。
- （1990. 12月）中野区民，警察大学の跡地に清掃工場を誘致することを要望する。
- （1990. 12. 10）厚生省生活環境審議会，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「清掃法」）改正に関する答申を提出する。廃棄物の処理に関して，事業者の責任に言及する。
- 改正原案ができる。事業者の責務が明示される（1991. 1. 21）。
- 関連省庁，産業界などから，強い反発を受ける。
- 第2次改正案ができる。事業者の責務が削除される。（1991. 2. 12）。
- 国会へ提出するが，継続審議となる（1991. 3月）。
- 最終改正案が可決される（1991. 10. 2）。
- （1991. 1月）「東京ごみ会議」結成。
- （1991. 2. 22）通産省，「再生資源の利用の促進に関する法律」（「リサイクル法」）案を国会に提出。→可決（1991. 3月）。→施行（1991. 10月）。
- （1991. 3月）目黒工場完成。
- （1991. 3月）江東区議会，新海面処分場に反対する意見書を提出する。
- （1991. 4. 12）漁業者による新海面処分場に反対する海上パレードが行われる。

(1991. 7. 3) 都、清掃条例改正の意向を示す。

(1991. 7. 31) 都廃棄物処理対策推進会議が長期展望をまとめる。

①江東沖の新処分場の利用期間は20年、②自区内処理の原則に立ち清掃工場を増設する。

→江東区、都へ抗議(1991. 8. 1)。

→都港湾審議会、答申を先送りにする(1991. 8. 1)。

→江東区議会、新処分場の安易な建設に強い反対を示し、長期的対策を示すように要求する声明を発表する(1991. 8. 2)。

→都知事、10月中に工場新設計画を発表すると発言する(1991. 9. 6)。

→墨田区長、自区内処理に前向きに対応すると表明する(1991. 9. 11)。

→港区も工場建設を受け入れる方針を固め、都に伝える(1991. 9. 19)。

→豊島区は、西武鉄道の所有地に工場を建てる計画を明らかにする(1991. 9. 21)。

→葛飾区も、ごみの自区内処理を要望(1991. 10. 15)。

→江東区長、ごみ処分場の新設について反対を申し出る(1991. 10. 19)。

(1991. 10. 28) 「東京ごみ会議」、リサイクル社会をめざす「東京宣言」を出す。

(1991. 10. 29) 都、10ヶ所の清掃工場増設計画をまとめる。(未設置の8区と世田谷区の駒沢公園内と台船方式)

→台船方式と各区の実現可能性をめぐって、江東区が反発(1991. 10. 30)。

→世田谷区で、反対運動が生まれる。「どうして世田谷ばかり3つも清掃工場を作らなければいけないのか！」

→銀座でも、都庁跡地への工場建設をめぐって反対運動が生まれる。「東京の玄関にごみ工場とは！」

(1991. 11. 3) 「東京ごみ集会」開催される。

(1991. 11. 7) 都、江東区に対し、港湾審議会を開催したいと申し入れる。

→江東区、反対の姿勢を崩さず。

①新宿、文京、台東の3区にも工場計画を作ること。

②計画されたところも実現性が怪しい。

③台船式は問題がある。

→漁民も新処分場反対のデモを行う(1991. 11. 7)。

(1991. 11. 29) 江東区、新宿と銀座のごみを12月2日から搬入しないように申し入れる。

→江東区議会、清掃車の点検をすることに決定する(1991. 11. 30)。

→都知事、江東区に陳謝する(1991. 12. 2)。

→銀座の反対住民も陳謝する(1991. 12. 2)。

→江東区、搬入阻止行動は見合わせる(1991. 12. 2)。

(1991. 12. 3) 港湾審議会、付帯条件付きで、新処分場計画を認める。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

- 地元住民や漁民は反対。
- 都、漁業者に補償を検討していることを明らかにする（1991. 12. 13）。
- （1991. 12. 26）世田谷区で、工場建設反対の陳情が出される。
- （1992. 2. 25）新宿区ごみ減量推進協議会が、新宿区でも工場建設を具体化するように都に要望を出す。
- （1992. 3. 2）知事、清掃条例を大幅に見直すことを明らかにする。
- 清掃条例改正案の骨子固まる（1992. 4. 21）。
- 「廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布（1992. 6月）。→施行（1993. 4. 1）。
- （1992. 4月）「ごみ問題緊急対策室」を「ごみ減量総合対策室」と改称する。
- （1992. 4. 3）台東区上野で、上野の司法研修所跡地に清掃工場を誘致したいという声が出る。
- （1992. 5. 8）港湾審議会、新処分場計画を認める。
- （1992. 10. 9）都、「都区制度改革に関する中間のまとめ」を発表する。
- （1992. 11. 4）世田谷区長、駒沢公園内の工場建設に反対を表明する。
- （1992. 11. 17）板橋区で、リサイクル条例案が提案される。
- （1992. 11. 24）墨田区長、工場建設の延期を申し出る。
- 都、工場計画の延期を決める（1992. 11. 25）。
- 都計審で審議を見送りにすることが本決まりとなる（1992. 12. 10）。
- 都の状況説明に、江東区反発する（1992. 12. 24）。
- （1993. 1. 27）93年度予算案から、資源ごみ回収モデル事業の予算56億円が知事査定で削られる。
- 品川、足立に続いて、モデル地区をあと5区増やすつもりだったが、できなくなる。
- 知事は、区が担当するリサイクル事業と都が担当する資源ごみ回収事業の区別がついていないとの声が出る。
- （1993. 2. 27）清掃事業の移管に関して調査を行った市民グループが結果を発表。
- 回答した区は13区。（千代田、中央、港、新宿、文京、北、荒川、葛飾の8区は回答を拒否。残り2区は手違いで回答が届かなかった。）
- 移管に反対と回答した区はなし。
- 都が清掃事業をしていると、区のリサイクル事業と重複して不便と5区が回答。
- 焼却も区ですべきだという考えに賛成したのは、品川区と大田区。
- （1993. 3. 7）清掃事業の移管に反対する清掃労働者の全国集会が開催される。（約5000人）
- （1993. 4. 1）「廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（新清掃条例）施行。
- （1993. 4月）墨田工場、都市計画手続に入る。
- （1993. 4. 16）中野区は、地下清掃工場の建設を含む中野駅前再開発を2019年までに行うと

いう計画を発表する。

(1993. 5. 12) 都, 都区制度改革の最終案を8月までにまとめ, 関係者間で年内に合意することをめざす方針を明らかにする。

これまでの労使の協議で, 移管する場合は, 中間処理, 最終処分まで区が責任をもつことを原則にすることが確認されている。

(1993. 6月)「産業廃棄物の処理に係わる特定施設の整備の促進に関する法律」公布。

(1993. 7月)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正施行。

(1993. 9月) 都, 10月1日からは都指定のごみ袋以外は収集しないと宣伝を始める。

→港区議会, 延期を求める意見書を全会一致で採択する(1993. 9. 17)。

→都, 数ヶ月の準備期間をおくことを決める(1993. 9. 17)。

→チェーンストア協会も延期を求める要請を出す(1993. 9. 20)。

→完全実施は, 1月17日からに延期する(1993. 9. 21)。

(1993. 9. 22) 都, 六価クロム鉱さいの新しい処理地を江東区に設置することに決定する。

→地元住民が抗議(1993. 12. 6)。

→建設着工延期となる(1993. 12. 20)。

(1993. 9. 24) 厚生省の研究会, 一定量以上の家庭ごみを有料に, 処理を製造・流通業者が行うように提言する。

→環境庁の検討会も, 家庭ごみの有料化と, 回収費の業者負担を提言する(1994. 1. 3)。

→厚生省, 4品目(大型テレビ, 大型冷蔵庫, マットレス, タイヤ)の粗大ごみを業者に回収させることに決定する(1994. 1. 24)。

(1993. 9. 28) 都, ごみの堆肥化を今年度限りで中断することを決定。

(1993. 10. 1) ごみ袋の半透明化暫定スタート。(使用率1割)

→豊島区, 合意を得てから実施すべきと意見書を提出(1993. 10. 8)。

→袋の製造メーカー組合, 袋の企画について見直しを陳情する(1993. 10. 8)。

(1993. 10月) 都, スーパー各社に半透明袋への切り替えを求める。

→チェーンストア協会, 新ごみ袋の導入の再検討を求める(1993. 10. 19)。

(二酸化炭素と灰が増えるという調査結果が出たため)

→都, 方針の変更はしないと言明する(1993. 10. 19)。

→西友は, 従来通りの不透明でいくと決める(1993. 10. 29)。

→都, チェーンストア協会にごみ袋の規格は変えないことを伝え, レジ袋の半透明化を要請する(1993. 11. 1)。

(1993. 10. 8) 23区, 清掃事業の移管に向けて行動計画を決める。

(1993. 10月下旬) 都, ごみ袋問題に関する世論調査を実施する。

(1993. 11. 1) 特別区協議会, リサイクル推進計画を決定。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

- (1993. 11. 6) ごみ袋問題に関する緊急市民シンポジウム開催。
- (1993. 11. 11) 港区の清掃工場，都計手続に入る。
- (1993. 11. 22) 都，ごみ袋を認定から推奨に転換する方針を決定する。→正式発表(11. 25)。
- (1993. 11. 27) 94年2月から山手線でも分別収集することに決定する。
- (1993. 12. 12) 「廃棄物処分場問題全国ネットワーク」が結成される。
- (1993. 12. 16) 都総務局，都区制度改革が予定の95年4月から遅れることを公式に表明する。
→知事，法改正は95年までにしたいと表明する（1993. 12. 17）。
→23区長会，知事に都区制度改革の促進を要請（1993. 12. 22）。
- (1993. 12. 30) 94年春から新幹線でも分別収集することに決定する。
- (1994. 1. 11) 都清掃審議会，廃棄物処理手数料の値上げを答申する。
→清掃局，粗大ごみ処理手数料の引き上げを発表（1994. 5. 12）。
- (1994. 1. 17) ごみ袋の半透明化ルール本格実施。（半透明袋7割，黒いポリ袋は約4%）
- (1994. 1. 18) 豊島区，「リサイクル推進事業者」認定制度を作る。
- (1994. 1. 20) 新海面処分場の環境影響評価書案に対する意見書を，江東区・大田区が提出。
江東区は，「自区内処理の原則」，「迷惑負担公平の原則」など，従前通りの要求をする。
- (1994. 1. 24) ごみ袋調査。前回（1. 17）よりさらに推奨袋の使用増える。黒のポリ袋は約2%。
- (1994. 2. 18) 「清掃事業のあり方」についての労使協議がまとまる。ただし，条件と時期は一致せず。清掃労組は，23区全部に清掃工場ができることが移管の前提条件と主張する。
→清掃労組，移管反対の総決起集会を開く（1994. 3. 13）。
- (1994. 4. 11) 新海面処分場の環境影響評価書案に対する住民の意見を，都がまとめて発表。
- (1994. 4. 15) 特別区制度改革推進本部，「基本的あり方」をまとめる。
自区内に清掃工場を確保することに努力を注ぎ，23区が「基礎自治体」として自らの責任でごみの収集・運搬・処理・処分をしなければならないという原則を再確認する。
- (1994. 4. 16) 都，豊島区に210mの煙突をもつ清掃工場を計画する。
- (1994. 5. 3) ごみ袋調査。推奨袋の使用率は約9割。
→10月以降は，半透明ではないスーパーのレジ袋でのごみ出しを禁止する方針を出す（1994. 7月）。
- (1994. 5. 24) 都，96年末に清掃事業を区に移管するという案で，関係機関に説明を始める。
以下の条件が96年末には達成しているはずなのでというのが理由。
①「新海面処分場」の利用開始。②全区に清掃車の車庫を整備。③可燃ごみの全量焼却。
→都職労，「自区内処理を阻害する提案だ」と，反対を表明する（1994. 5. 24）。
→都職労清掃支部，9割がストに賛成する（1994. 5. 30）。
→都，議会で，1996年中の移管は困難との報告をする（1994. 7. 6）。

- (1994. 7. 11) 特別区協議会, 清掃事業が区の仕事になるという吊り広告を出す。
→都職労, 反発し, 訂正を求める。都との交渉も中断する(1994. 7月)。
- (1994. 7. 29) 都清掃審議会, ごみ収集を有料化すべきだという中間答申をまとめる。
小売業者には, ペットボトルやトレーなどの回収施設の設置を義務づける。
- (1994. 8. 15) 都, 清掃事業の移管を2000年4月からにする方針を固め, 説明を開始する。
可燃ごみの全量焼却が99年度末までできないため。ただし, 法改正は, 95年4月に行う。
→都職労は, 2000年度でも条件整備は困難と主張。
→特別区は, 2000年度案を了承する。ただし, 「特別区を基礎的自治体とする」という文言がはずされたことには反発を示す(1994. 9. 10)。
- (1994. 9. 14) 厚生省, ビンや缶, プラスチック容器などの引き取りを義務化する方針を固める。業者に, 共同出資の第3者機関を設置するように求める。
→通産省も, 第3者機関の設置に同意する(1994. 12. 15)。
→飲料メーカー団体, 第3者機関の設置に異議を唱える(1994. 12. 26)。
- (1994. 9. 22) 都, 新海面処分場設置をめぐる, 影響を与える千葉県漁協と直接交渉に乗り出す。
→都, 千葉県漁連と基本協定を結ぶ(1995. 3. 8)。
→千葉県内湾巻網組合, 基本協定に抗議する(1995. 3. 14)。
- (1994. 10. 6) 都, 新宿区市谷の国・都有地に清掃工場を建設する計画を立て, 新宿区と合意する。
千代田区の都庁跡に造る予定だった地下式工場計画は, 候補地を含め, 白紙に戻す。
- (1994. 10. 17) 中野区, 中野駅周辺に建設する計画だった地下式工場の建設はきわめて難しくなると発表する。
- (1994. 10. 19) 都公害審査会, 西多摩郡日の出町の谷戸沢処分場の汚水漏れ問題をめぐって, 1993年8月より続けてきた調停作業を「合意が成立する見込みがない」と打ち切る。
- (1994. 10. 20) 都, 品川区と大田区でデポジット制の実験を開始する。しかし, スーパー, メーカーは参加を拒む。
→予想以上に回収率が悪いことが判明(1994. 10. 30)。
- (1994. 11月) 環境庁と厚生省, 安定型産業廃棄物処分場の規制強化に乗り出すことに決定。
- (1994. 11. 15) 日の出町の住民グループ, 第2処分場予定地でトラスト運動を行うと発表。
- (1994. 11. 30) 都, 清掃事業移管に先立つ条件整備状況を確認する労使協議会を設けるとい
う修正案を提案する。
→都職労清掃支部, 都の修正案を受け入れる(1994. 12. 12)。
→清掃車を出している業者も都の提案に同意する(1994. 12. 15)。
→特別区長会も都の修正案を了承する(1994. 12. 16)。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

- 鈴木知事，特別区制度改革のための地方自治法改正を要請する（1994. 12. 21）。
- 自治相，次期通常国会に提案するとは確約せず（1994. 12. 21）。
- 95年4月の法改正は延期になる。
- 23区，特別区制度の改革をめざして決起大会（1995. 2. 23）。
- （1994. 12. 21）都清掃審議会，事業ごみ収集の有料化と，繁華街の収集回数の見直しを含む最終答申をまとめる。
- （1994. 12. 23）三多摩地域廃棄物広域処分組合（27市町村で構成）[以下，処分組合と略]がまとめた日の出町の第2処分場の環境影響評価（アセス）書案に対し，地元住民らが116,000件の意見書を提出。
- （1995. 2. 20）三多摩地域の市民グループ，谷戸沢処分場の汚水もれ対策や第2処分場の建設差し止めを求める訴えを起こす。
- 地裁，谷戸沢処分場の地下集水管データの閲覧を認めるが，処分組合は開示を拒否する（1995. 3. 8）。
- （1995. 4月）ビンや缶，プラスチック容器などの引き取りを義務化する法案（「包装ごみ法案」），農水省からの反発を受ける。
- しかし，厚生・通産省と農水省が，容器メーカーと中身メーカーの両方に応分の負担を課すことで合意に達する。（容器素材メーカーは，再利用の義務を負う。）
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」が成立（1995. 6. 9）。施行は1997年10月1日から。
- （1995. 4月）青島知事誕生。
- （1995. 6. 6）三多摩地域廃棄物広域処分組合，改善アセス書を提出。
- （1995. 7. 5）データ開示を拒む処分組合に対する強制金が，1日15万円から30万円に増額される。
- 処分組合，データを開示する（1995. 7. 29）。
- 住民，肝心な内容が抜けていると改めてデータ開示を要求する（1995. 7. 31）。
- データの一部公開で合意する（1995. 8. 4）。
- しかし，「電気伝導度」データの開示をめぐる，調整つかず（1995. 8. 11）。
- 強制金の支払いに関する訴訟を起こす（1995. 8. 15）。
- 最高裁，強制金支払いを支持する（1995. 9. 20）。
- 処分組合，強制金900万円を支払う（1995. 9. 25）。
- さらに，630万円の強制金を支払う（1995. 10. 5）。
- （1995. 8. 1）都，江東・中央・港・品川・大田の5区で，新海面処分場埋立申請の概要の縦覧を開始する。
- 新海面処分場に関する都と江東区の協議会が開かれるが，結論は先送りとなる（1995.

10. 2)。

→江東区議会清掃港湾特別委員会が、青島知事の訪問を受け、新海面処分場の建設を大筋
で了承する(1995. 11. 7)。台船方式は再検討する。

(1995. 9月)日の出町の第2処分場の工事が始まる。

→反対派住民ら、抗議集会を開く(1995. 10. 8)。

→反対派住民ら、業者に工事中止を申し入れる(1995. 10. 17)。

→話し合いは平行線(1995. 11. 21)。

→反対派住民ら、27首長に計画再検討を要請する(1995. 10. 20)。

→処分組合の定例議会で、建設反対派の請願が不採択になる(1995. 10. 23)。

(1995. 10. 6)知事、事業ごみの全面有料化に積極的姿勢を表明する。

→都、23区の事業ごみ全面有料化を96年10月から実施する意向を固める(1995. 11. 17)。

→都、ごみ集積場ごとの事業所マップづくりに乗り出す(1995. 12月)。

(1995. 10. 6)日の出町と処分組合、データ開示は終了したとして、仮処分決定の取り消し
を申し立てる。

(1995. 10. 11)都、谷戸沢処分場の水質データを外部機関に分析させ、結果を公表すると表
明する。ただし、焦点となった「電気伝導度」のデータは分析に含まれない。

(1995. 11. 8)都、ごみ懇談会の委員を公募する。

(1995. 11. 15)大田区議会、新海面処分場建設に同意するための前提となる5項目を発表す
る。

①清掃工場の建設を進め、減量・リサイクルを進めること。

②周辺海域の環境回復・保全に努めること。

③搬入車両が大田区に集中しないようにすること。

④埋立後の土地利用は柔軟に検討協議すること。

⑤埋立地は大田区域に編入すること。

→大田区、都の回答を検討する(1995. 11. 24)。

→知事、大田区を訪問し、協力を要請する。大田区は条件付きで建設に同意する(1995.
11. 27)。

→都、運輸省に公有海面埋立免許の認可を申請する(1995. 12. 1)。

(1995. 11. 28)日の出町の第2処分場建設反対派住民、知事に要望書を提出する。

(1995. 12. 5)処分組合、第2処分場の建設促進を日の出町に要請する。

(1995. 12. 21)都知事、第2処分場建設に関し、土地収用法に基づく事業認定をすると発表。

現処分場の寿命は97年3月末までしか持たないので。

(1996. 1. 1)有明清掃工場本格稼働。

(1996. 1. 16)豊島清掃工場建設に関して、住民らが公害調停を申請する。

東京ごみ問題関連年表（片桐）

- 住民118名が建設禁止を求める仮処分を申し立てる（1996. 1. 16）。
- （1996. 1. 25）都、日の出処分場の水質データを分析した結果、問題なしと発表する。
- 日本環境学会、都の分析を批判する（1996. 2. 2）。
- （1996. 2. 13）都環境審議会、第5次産業廃棄物処理計画を答申する。
- 「産業廃棄物の3/4は他県に流出している。もっと減量を行うべきである。」
- （1996. 2月）都、事業系ごみの全面有料化案をまとめる。不法投棄を監視する機動班も設置することに決定。
- 都議会で可決される。シール方式。1996年10月実施。（1996. 3. 28）
- 12月実施に変更。零細業者は1年間無料とする（1996. 4. 4）。
- （1996. 2. 21）地裁、谷戸沢処分場のデータ公開について、住民勝訴の判決を下す。
- （1996. 3. 18）第2処分場予定地に、処分組合職員が立ち入り調査を行う。
- （1996. 3月）清涼飲料水業界、小型ペットボトルの使用解禁を決める。
- 東京都など約90の自治体が自粛解除の撤回を要望する（1996. 3. 26）。
- 市民グループ、小型ペットボトルの使用自粛を求めて集会を行うが、メーカーは拒否の姿勢（1996. 4. 25）。
- 都、自粛解除撤回を求める要望書を再度提出することに決定（1996. 5. 16）。
- （1996. 4. 24）95年度の23区のごみ量発表される。
- 425万トンで、前年度より1.7%の減少。89年度の490万トンを頂点に減少を続けている。
- （1996. 4. 26）谷戸沢処分場の電気伝導記録が明らかにされる。
- （1996. 5. 20）知事と処分組合の代表らが会談をする。再調査を検討することになる。
- 建設反対派住民、住民側の専門家もプロジェクト・チームに入れるように、知事に要望する（1996. 5. 29）。
- （1996. 6. 26）環境庁、新海面処分場アセスに対し、5項目の意見を運輸省に提出する。
- （1996. 7. 1）有明下水処理場が本格稼働。
- （1996. 7. 5）運輸省、新海面処分場の埋立を認可する。
- 反対派漁民、工事予定水域に刺し網を入れる。
- 工事着工（1996. 8. 20）。
- （1996. 7. 8）都、事業系ごみ有料収集の試験開始（7. 20まで）。
- 8割はシールを貼っていた。
- （1996. 7. 12）日本チェーンストア協会、東京都内の店頭でペットボトルの回収に取り組む方針を決める。
- （1996. 8. 1）都清掃局の諮問機関が、ペットボトル、ビン、缶などの容器包装物はまずメーカーや販売業者が自己回収すべきだという答申を出す。
- 知事、容器ごみの自己回収を求める条例化に取り組むことを表明（1996. 8. 9）。

- (1996. 8. 27) 処分組合, 谷戸沢処分場の水質データを明らかにする。
- (1996. 9. 4) 厚生省, 産業廃棄物処分場の規制を強化する法改正に向けて, 専門委員会に案を提出。
- (1996. 9. 18) 処分組合, 日の出町第2処分場建設予定地の地権者に対して, 強制収用の申請を前提とした土地物件調書への署名押印を10月18日に行う旨の通知を発送。
- (1996. 9. 20) 香川県豊島の住民が不法投棄された産業廃棄物30kgを銀座に持ち込み, 悲惨な実状を訴える。
- (1996. 9. 20) 都清掃局, ペットボトルを販売業者に回収してもらおう「東京ルール」(1997. 4月実施予定) についての説明会を行う。
- (1996. 9月) ダイエー, 都区内の14店舗で, 10月から店頭でペットボトルを回収することを決める。
-

<参考文献>

- 本田雅和 1990『巨大都市ゴミと闘う』朝日新聞社。
- 川名英之 1991『ドキュメント 日本の公害 第6巻 首都圏の公害』緑風出版。
- 溝入繁 1988『ごみの百年史——処理技術の移りかわり——』学芸書林。
- 田村明 1992『江戸東京まちづくり物語』時事通信社。
- 都区制度改革推進協議会 1992『都区制度改革に関する中間のまとめ』。
- 東京ごみ会議 1991『ごみ減量化行動計画——リサイクル型社会の形成に向けて——』東京都。
- 東京都企画審議室調査部編 1994『東京都政五十年史』東京都。
- 東京都江東区編 1974『ゴミ問題と江東区』東京都江東区。
- 東京都江東区編 1991『江東の昭和史』東京都江東区。
- 東京都江東区編 1992『清掃・港湾問題と江東区』東京都江東区。
- 東京都区職員労働組合編 1993『都区制度問題資料集』東京都区職員労働組合。
- 東京都都市計画局編 1989『東京の都市計画百年』東京都。
- 東京都清掃局編 1995『東京ごみ白書』東京都。
- 津川敬 1993『ドキュメント ごみ工場』技術と人間。
- 津川敬 1996『ごみ処分——「処分場紛争」の本質——』三一書房。
- 佐々木信夫 1991『都庁——もうひとつの政府——』岩波書店。
- 杉並正用記念財団編 1983『「東京ゴミ戦争」——高井戸住民の記録——』。
- 寄本勝美 1974『ゴミ戦争——地方自治の苦悩と実験——』日本経済新聞社。

<参考逐次刊行物>

- 『朝日新聞』(朝日新聞社)
- 『毎日新聞』(毎日新聞社)
- 『読売新聞』(読売新聞社)
- 『東京新聞』(中日新聞東京本社)
- 『都政新報』(都政新聞社)
- 『週刊とちょう』(東京都生活文化局広報部)
- 『ゴミプレス』(東京都清掃局)
- 『都政』(東京都)
- 『東京都清掃局事業概要』(東京都清掃局)
- 『東京リサイクルハンドブック』(東京都清掃局)
- 『清掃のあらまし』(東京都清掃局)

[追記：本研究は，平成4年度文部省科学研究費（一般研究A・研究代表者東京大学文学部教授・似田貝香門）「課題番号04401006」，および平成6年度関西大学学術研究助成基金（奨励研究）を受けて行われたものである。]

— 1996.9.30受稿 —